

妙高市先進技術社会実装事業計画策定業務委託仕様書

1 業務の趣旨及び目的

近年、ドローンをはじめとしたICTの急速な進歩に伴い、防災や農業、物資輸送など様々な分野での活用が行われてきている。中山間地域等の移動や日常生活が不便な地域が多数を占める妙高市（以下「市」という。）において、ICTやドローンを活用した市民が安心して暮らし続けることができるサービスを提供するとともに、収益性を見込める新たなビジネスモデルを創出することで、雇用の確保や都市部企業の企業進出を図る。本年度は市における令和4年度以降のドローン利活用推進に係る事業計画策定業務の委託を行う。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

妙高市先進技術社会実装事業計画策定業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 委託業務の内容

(1) ドローン利活用事業計画書の作成

ア 本件の計画策定の背景と目的

イ 市の現況分析とドローン利活用ニーズが想定される分野

市において、ドローン利活用ニーズが想定される分野を10分野程度提言すること。住民、事業者、関係行政機関等へのインタビュー調査、各種文献等調査、他自治体におけるドローン活用事例調査、法制度・製品技術動向等調査などの結果を総合的に分析し、受託者の知見を加え、市の社会課題解決につながるドローン利活用分野を提言すること。

ウ 各分野におけるドローン利活用事業計画

イで整理した10程度の利活用分野のうち、住民等のニーズ、社会課題解決効果、事業実現可能性等を考慮し、特に有望と判断される8分野について、次の事項を含む具体的な事業計画を提言すること。イの調査結果に加えて、事業主体となり得る事業者や関係行政機関等との調整を実施するなどして、市の現況に即した実効性のある事業計画を提言すること。

- ・利活用シーン
- ・基本方針/目標案設定
- ・社会課題解決効果（可能な限り定量効果を整理すること。）
- ・事業推進体制案・事業化ロードマップ案
- ・行政の役割
- ・事業化に向けての今後の課題
- ・事業化を想定した場合の機体/システム要件・事業費（概算）

4 提出物

以下の成果物を提出すること。

- (1) 報告書：10部（Word、Excel 等で作成すること。）
- (2) 報告書概要：10部（Word、Excel 等で作成すること。）
- (3) 報告書、報告書概要を保存したCD-R 等：1枚

【納入期限】令和4年3月31日まで

5 検収

市は、納入日から10営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

6 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と協議するものとする。

- (2) 秘密保護

(ア) 市が個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らす、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約終了後も同様とする。

(イ) 受託者における秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

- (3) 再委託

業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を市に書面で提示し、了承を得ること。また、受託者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。

- (4) 契約不適合の担保

業務に係る成果品の引き渡し後1年間以内に発見された契約不適合については、受託者がその契約不適合の補修又は補修する責を有する。

- (5) 追加提案

業務の仕様は、現在本市が最低限必要と考えているものである。受託者の専門的立場から、業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

- (6) 仕様書の変更

本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を別途協議のうえ契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更、修正する場合があること。

- (7) 継続発注

次年度以降、予算措置がなされることを前提に、市と受託者が協議のうえ業務を継続発注する場合があるので、業務実施体制等に留意すること。

- (8) 協議

業務の進捗状況について、市へ適宜報告するものとする。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況やその他想定外の要因により、内容の変更が必

要な場合又は期間内の実施が困難となる場合は市と協議するものとする。

また、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は市と協議を行うこと。